

## 3 - 7 連絡員

都営住宅等では、お住まいのみなさんの中から、自治会の推薦を受けた方を「連絡員」として選任し、各団地内で必要な業務の一部を行っていただいています。

### ○連絡員の主な業務

- ・ 「すまいのひろば」や公社からのお知らせなどの配布、掲示など
- ・ 専用水道、簡易専用水道、特定小規模水道の水質検査
- ・ 火災や事故、事件等の緊急時の公社等への連絡通報など

※申請や修繕の受付、住まい方の指導などは連絡員の業務に含まれていません。